

うるま市中小企業振興基本条例

わたしたちのまちは、歴史的なつながりが強く、住民同士の交流が古くから続けられていた旧具志川市、旧石川市、旧勝連町、旧与那城町の4市町が合併し、「うるま市」として誕生した。これまで旧4市町が推進してきたまちづくりを踏まえ、郷土への誇りをもつ“こころ”をひとつにし、豊かな自然環境、多彩な伝統芸能・文化などの地域資源を生かしながら、新たに飛躍するまちをめざし、これまで発展を遂げてきた。

その中で市内事業所の大部分を占める中小企業は、雇用の創出、所得の向上など、地域社会にとって重要な役割を果たし、地域の発展と市民生活の向上に大きく貢献してきた。

しかしながら、経済のグローバル化による企業間競争の激化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化してきており、これまで地域社会を支えてきた中小企業の経営環境は厳しい状況にある。

このような中、本市が持続的に発展していくためには中小企業自らが、創意工夫により経営の安定・向上のために努力を払うことが重要であり、そして、中小企業の振興が本市の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと、市民や行政も共有することが何より重要である。

そこで、中小企業を振興するうえでの企業、行政及び市民の役割や関係を明らかにし、協働して地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、本市の中小企業振興に関して基本的な事項を定めるとともに、関係者の役割等を明らかにすることで、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもののほか、商工会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるもののうち、市内に事務所又は事業

所を有するものをいう。

- (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び事業を営むものであつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 商店街 小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等の店舗が集積している地域をいう。
- (5) 商店会 商店街にあつて、小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、市の地域特性に適した施策を、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び市民が協働して推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 前条の基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者の人材の育成を図ること。
- (5) 商店街の振興を図ること。
- (6) 中小企業振興に寄与する地域環境の整備改善を図ること。
- (7) 地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図ること。
- (8) 観光サービスの発展及び観光需要の創出を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、市民の理解と国、県その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した中小企業の振興に関する施策の策定その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業をはじめとする市内事業者の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応するため、経営の革新、経営基盤

の強化等に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、地域経済を牽引する役割を果たすものとする。

- 2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の安定を図り、かつ、人材の育成に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、事業を通じて、地域社会に参画することにより地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、他の中小企業者、中小企業団体、大企業者、市民等との交流に努め、互いの協力関係によって、一層の事業の発展を図ることに努めるものとする。
- 5 中小企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。

(商店街で事業を営む者の役割)

第7条 商店街で事業を営む者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

- 2 商店街で事業を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をし、当該事業に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者の発展が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携を図り、協力を得ながら、共に地域経済の振興に努めるものとする。

- 2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第9条 中小企業団体は、中小企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が地域活性化及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、市産品を利活用するよう努めるものとする。

(中小企業の振興に関する取り組みの公表)

第11条 市長は、毎年、主たる中小企業の振興に関する取り組みを公表するものとする。

(意見の反映)

第12条 市長は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。